

契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。ただし、落札者は、以下の③の規定による保証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証書を提出したものとみなす。

① 契約保証金納付に係る領収書

- ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を（契約担当者）に提示すること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

- ア 契約保証金の金額に相当する会計規則第 122 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を（契約担当者）に提出すること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「（契約担当者 職 氏名）」と記載されるように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとすること。
- ク 契約の解除が破産管財人（破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）、管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任されたものをいう。以下同じ。）又は再生債務者等（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された者をいう。以下同じ。）の場合も保証対象とする内容であること。
- ケ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、（契約担当者）の指示に従うこと。
- コ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

サ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、(契約担当者) から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の債権者の欄には、「(契約担当者 職 氏名)」と記載されるように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 契約の解除が破産管財人、管財人又は再生債務者等の場合も保証対象とする内容であること。

キ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、(契約担当者) の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には「(契約担当者 職 氏名)」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 契約の解除が破産管財人、管財人又は再生債務者等の場合も保証対象とする内容であること。

ク 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、(契約担当者) の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、会計規則第112条第10号又は第11号に該当するときは、契約の保証を付さなくてもよいものとする。